

令和元年台風第19号災害の復旧に係る 地域公民館建設等事業補助金の特例について

令和2年2月20日

教育委員会
家庭・地域学びの課

1 特例の目的

令和元年台風第19号災害により被害を受けた地域公民館に係る改築・補修事業に、地域公民館の迅速な復旧と、地域住民の負担軽減を図るため、地域公民館建設等事業補助金に特例を設ける

2 特例の適用条件及び対象事業

【適用条件】

- ・令和元年台風第19号災害による被害であること
- ・長野市が発行する「り災証明書」を受けていること

【対象事業】

- ・改築・補修事業

3 特例の内容（地域公民館建設等事業補助金）

項目	現 行	特 例
補助率	1 / 3	2 / 3
限度額	180万円	<p>被害の程度に応じ以下のとおり</p> <p>全壊・大規模半壊…360万円 半壊・一部損壊……180万円</p> <p>※地域公民館のり災証明書には、上記判定が記載されないため、周辺住家の被害程度等から判断する</p>
補助対象	畳の交換・表替のみ、襖、障子、網戸、絨毯、壁紙の交換は補助対象外	左記の経費も補助対象とする
交付決定以前の 工事着工	認めない	届出により認めることができる

4 今後のスケジュール（予定）

年月日	内 容	備 考
令和2年2月中	特例に関する要綱改正・告示	令和元年10月12日から適用

※【適用期間】 令和元年度分から令和5年度分まで（5年間）